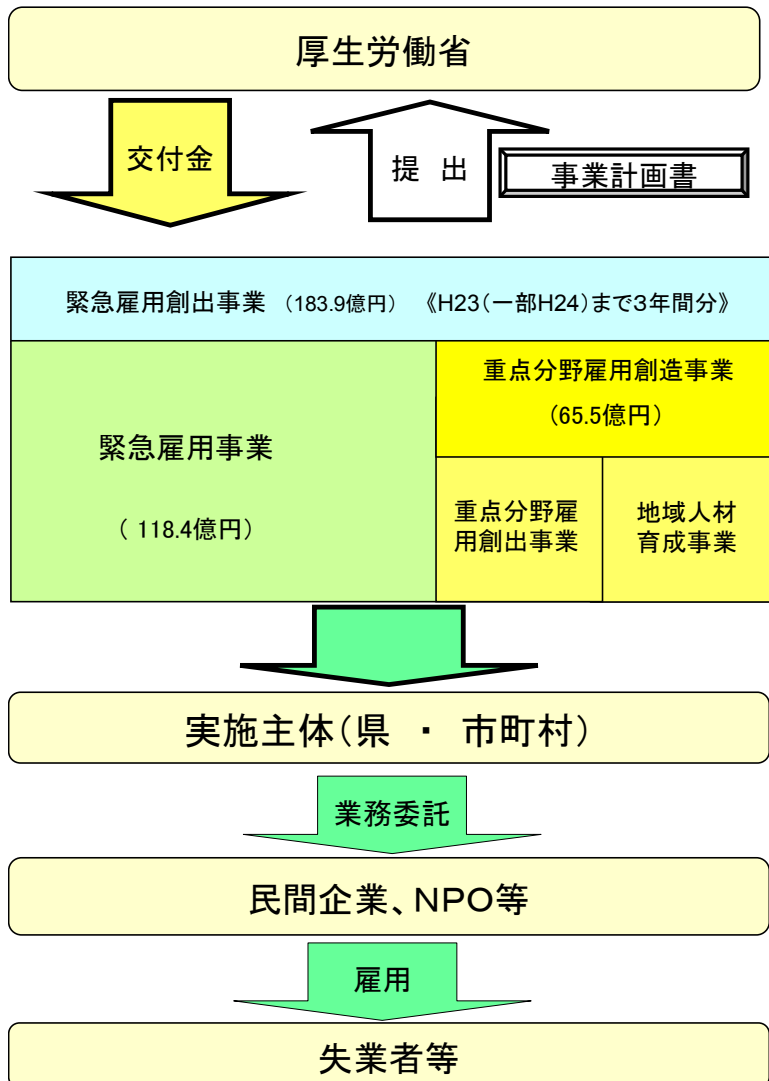


【緊急雇用創出事業の概要について】

【概 要】

国からの交付金を基に、都道府県に造成した基金を利用して、都道府県又は市町村が委託事業等を実施し、失業者を雇い入れることにより、地域雇用を創出する。さらに、今回の基金の積み増しにより、特に雇用環境が厳しい未就職卒業者を含む若年者の雇用創出とともに、人材確保が困難な状況にある介護分野を始めとした成長分野における雇用創出を推進する。

【事業期間：～平成23年度（一部24年度）まで】



※県・市町村による失業者の直接雇用も可能。

【緊急雇用創出事業の概要】

	緊急雇用創出事業		
	緊急雇用事業	重点分野雇用創出事業	地域人材育成事業
事業概要	地域内のニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等のため、次の雇用へのつなぎの雇用・就業にふさわしい短期的な雇用創出を行う。		
		介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究の重点分野における雇用の創出を図る事業(4分野まで追加設定可能)。ただし、未就職卒業者を対象とする事業は分野に関係なく実施可能。	地域の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識や技術をOJTやOff-JTなどの方法の組み合わせにより習得するための研修等を行う事業。
要件	県又は市町村が企画した新たな事業(既存事業の振替は不可)で建設・土木事業でないこと		
	新規雇用の失業者の人件費割合は、事業費の1/2以上		
	H23年度まで	H23年度まで(一部24年度まで)	
雇用期間	6か月以内で1回の更新可能(通算1年内)	1年以内で更新は不可	1年以内で更新は不可。ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業は、1回の更新が可能
実施形態	・委託事業 ・直接雇用	・委託事業 ・直接雇用(地域社会雇用を除く) 直接雇用は、事業の実施主体となる民間企業、NPOが見込まれないような場合とする。	
その他	総合的就業・生活支援事業		